

幼児教育・保育の 無償化が始まります!



令和元年10月1日から、3歳から5歳までの認可保育所、認定こども園、幼稚園などを利用する子どもの利用料が無償化されます。住民税非課税世帯は、0歳から2歳までの子どもも対象になります。



幼児教育・保育の無償化のあらまし

お子さんが利用する施設を確認して、手続きをしましょう。

お子さんの利用する施設	無償化の対象と内容	保護者の負担
<ul style="list-style-type: none"> ●認可保育所 ●認定こども園 (企業主導型保育事業(市内1カ所)、地域型保育事業を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ●3~5歳の全ての子ども ●0~2歳の住民税非課税世帯の子どもたち 	行事費、食材料費(*1)
●幼稚園など	●満3歳以上の子ども	ただし、副食材料費は、年収360万円未満相当の世帯の子どもたちと、第3子以降(*2)の子どもたちは減免。
●子ども子育て支援新制度の対象にならない幼稚園	無償化 ただし、月額25,700円を上限とする。	
●幼稚園の預かり保育	無償化 保育認定が必要 ただし、月の利用日数に450円を乗じた額(もしくは11,300円のいずれか低い方)を上限とする。(*3)	
<ul style="list-style-type: none"> ●認可外保育施設(事業所内の保育施設を含む) ●障害児発達支援 	無償化 ただし、3~5歳児までの子どもたちは月額37,000円、0~2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちは、月額42,000円を上限とする。	
●一時預かり(市内2カ所)	無償化 保育認定が必要 (*3)	

*1 副食材料費は、これまで保育料の一部として徴収していましたが、保護者負担となります。
 *2 多子の算定方法は、認可保育所では小学校就学前、幼稚園は小学校3学年終了前となります。
 *3 利用日数等により月ごとの無償化対象額が変わる場合があるため、無償化相当額は、後日、市からお支払いします(償還払い)。

手続きの流れ

■認可保育所・認定こども園を利用する保護者

- 保育料の無償化 手続き不要(すでに保育認定を受けているので申請不要)
- 副食材料費の減免 手続き不要(減免対象者には、市から通知いたします)



■幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)

●保育料の無償化

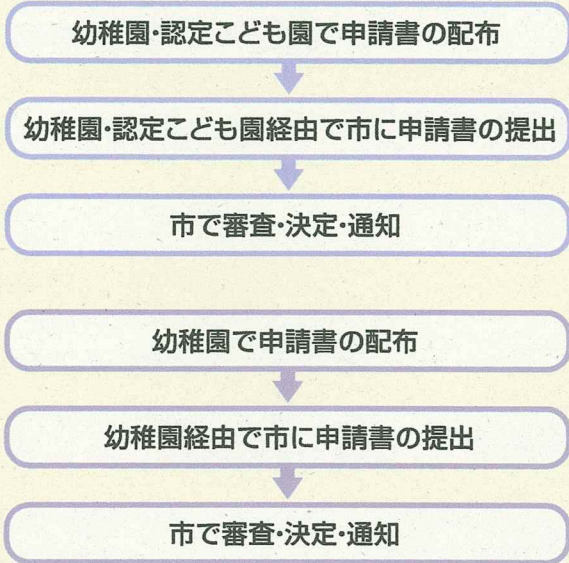
- ・子ども子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用者は、「子育てのための施設等利用給付認定(新1号認定)」の申請が必要です。

※子ども子育て支援新制度の対象となる幼稚園と認定こども園(幼稚園機能)は、手続き不要です。

●副食材料費の減免

- ・子ども子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用者は、別途申請が必要です。

※子ども子育て支援新制度の対象となる幼稚園と認定こども園(幼稚園機能)は、申請不要です(減免対象者には市から通知します)。



■幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の預かり保育

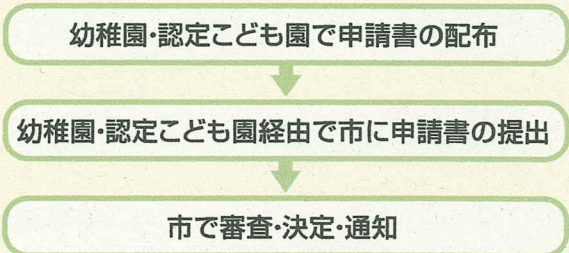
■認可外保育施設、一時預かり等

- 保育の必要性を認定する「子育てのための施設等利用給付認定(新2・3号認定)」の申請が必要です。

※保育の必要性認定は、月60時間以上仕事しているなど保護者が保育を必要とする事由に該当する場合、申請書のほか、保育を必要とする事由を証する書類の提出が必要です。保育の必要性については、認可保育所の入所要件と同様で、市ホームページにて確認できます。

www.city.muroran.lg.jp/main/org4510/nyusho-tetsuduki.html

※新2・3号認定を受ける前に利用した日は、無償化の対象外になりますので、預かり保育を利用する。前に申請し、認定を受けている必要があります。



《詳細》子育て支援課

☎ 25-2400

FAX 25-2401

✉ kodomo@city.muroran.lg.jp



幼児教育・保育の無償化の詳細は、市ホームページにも掲載しています。

また、無償化の対象となる施設についても、公開を予定しています。

www.city.muroran.lg.jp/main/org4510/aaaaaaaaaaaaaaaaaaaa